

**岡山県発の財政構造改革**  
**～ 持続可能な財政構造の確立に向けて ～**

**〈見直しの視点〉**

**平成20年7月25日**

## 【目 次】

改革に当たっての基本的な考え方	1 頁
I 事務事業の見直し	3 頁
1 官と民との役割分担	3 頁
2 県と市町村との役割分担	4 頁
3 県行政の守備範囲そのものの見直し	6 頁
4 その他	7 頁
II 公の施設の見直し	9 頁
III 外郭団体の見直し	11 頁
IV 人件費の抑制	13 頁
1 組織・職員定数の見直し	13 頁
2 給与等の見直し	13 頁
V 歳入の確保	15 頁

## 改革に当たっての基本的な考え方

県では、極めて厳しい財政状況を踏まえ、「財政危機宣言」を発したところであり、持続可能な財政構造を確立するため、他県に先んじて、これまでの3次にわたる行財政改革の総仕上げとして、歳出構造の抜本的な改革等に総力を挙げて取り組んでいきます。

こうした改革に当たっても、「新おかやま夢づくりプラン」の基本的な考え方等は引き続き堅持し、戦略的にさらなる「選択と集中」を徹底するとともに、県民サービスに十分留意しつつ、安全・安心、子どもの教育、子育て、環境保全、そして中四国における拠点性の向上といった分野については特に配慮しながら、「安心して暮らせるおかやま」、そして、21世紀に飛躍し続ける「元気なおかやま」、すなわち「快適生活県おかやま」の実現を目指します。

### 〔安全・安心〕

- ① 県民が安心して日常生活を送ることができる社会を構築するための事務事業
- ② 災害時などにおいても、県民の生命・身体・財産が守られるような社会を構築するための事務事業
- ③ 障がい者など社会的な支えを必要とする人が安心して生活を送ることができる社会を構築するための事務事業 など

### 〔子どもの教育〕

- 岡山県、さらには日本の将来を担う子どもが、それぞれの置かれた環境に応じた教育が提供される社会を構築するための事務事業

## 〔子育て〕

○子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを地域全体で支えるための事務事業

## 〔環境保全〕

○広域的な見地、長期的な見地、規模の見地から、CO<sub>2</sub>の削減等の地球温暖化防止などに効果的な環境にやさしい社会を構築するための事務事業

## 〔中四国における拠点性の向上〕

○陸海空の高速交通網の結節点として、中四国における拠点性の向上に資するような事務事業

# I 事務事業の見直し

県民サービスにも十分留意し、さらなる選択と集中を進めながら、官と民の役割分担、県と市町村との役割分担、さらには県行政の守備範囲そのものの見直しといった観点から、聖域を設けず、あらゆる事業をゼロベースから徹底的に見直します。

## 1 官と民との役割分担

- ◎民間活力を最大限有効に活用するべく、民間でできることは民間に最大限委ねるとともに、民間団体等に対する支援については、その民間団体等が自立して自主的な活動を続けていくよう促し、岡山県発の“小さな地方政府”を構築していきます。
- ◎こうした観点から、次のような視点で厳しく精査し、岡山県として真に実施すべき事務事業のみを選択し、集中して実施していきます。

### 主な見直しの視点

- ①民間でも同種あるいは類似したものを実施していると考えられるような事務事業は、民間に委ねるべく原則として廃止します。
- ②民間団体等に対する補助金等については、原則として廃止又は対象経費の2分の1を上限とします。

## 2 県と市町村との役割分担

- ◎県は、市町村を包括する広域的な普通地方公共団体として、地域における事務事業で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないものを処理する役割が期待され、また、果たさなければなりません。
- ◎このような考え方を踏まえ、住民に身近な事務事業はできる限り身近な市町村で主体的に実施していただくことにより、社会全体の効率性の向上を目指さなければなりません。
- ◎そして、県は、広域的な見地、補完的な見地から、住民の日常生活の安全確保などに欠かせない分野でできる限り支援するとともに、市町村が自主性を発揮しながら地域の事務事業に取り組んでいけるような支援の仕組みを構築していきます。
- ◎さらには、人口規模や財政力が特に高い市が自立して固有の事務事業を続けていくよう促していきます。
- ◎こうした観点から、次のような視点で厳しく精査し、岡山県として真に実施すべき事務事業のみを選択し、集中して実施していきます。

### 主な見直しの視点

- ①住民に身近なことと考えられるような事務事業は、できる限り市町村に委ね、主体的に実施していただくべく、原則として廃止します。
- ②条例による事務処理の特例として市町村に移譲した事務に係る交付金は引き続き実施します。

- ③住民の日常の生活の安全確保などに欠かせない分野において、これまでの経緯や事情等を勘案して特別に市町村を支援すべき事務事業は引き続き実施します。
- ④市町村が県を通じて国庫補助を受けるときに、県が奨励的に上乘せしている補助金は、原則として廃止します。
- ⑤住民に身近な地域の行政運営について、市町村の自主性ができる限り発揮できるような仕組みづくりを検討します。
- ⑥人口規模や財政力が特に高い市には、自立して事務事業を実施していただくべく、大都市に固有の事務事業は廃止します。

### 3 県行政の守備範囲そのものの見直し

◎以上のほか、真に県行政でなければできないものなのか、また、真に県行政として実施すべきものなのかといった観点から、県行政の守備範囲にある事務事業であっても、次のような視点で厳しく精査し、岡山県として真に実施すべき事務事業のみを選択し、集中して実施していきます。

#### 主な見直しの視点

- ①類似の事務事業、あるいは同種の目的の事務事業を県以外で実施しており、これらで代替して対応することが可能と考えられる事務事業は原則として廃止します。
- ②かける費用に対して明確な効果の把握が困難な事務事業は原則として廃止します。
- ③いわゆるイベント事業については、例年実施しているものも含め、費用対効果などの観点から厳しく精査します。
- ④職員の育成やノウハウの蓄積により、職員で当面对応することが可能と考えられる事務事業については、原則として職員で対応することとします。
- ⑤これまでの取組により一定の成果が得られたと考えられるような事務事業は原則として廃止します。
- ⑥一旦休止したとしても、当面は県民生活に著しく不都合が生じるとは考えられないような事務事業は原則として休止します。
- ⑦県民が安心して日常生活を送るために限られた財源を有効に活用するべく、緊急度・優先度が高いと考えられるような事務事業を厳選して実施していきます。

## 4 その他

◎以下に掲げるような事務事業についても、次のような視点で厳しく精査し、できる限り経費を節減しながら、着実に実施していきます。

- ・ 全国の都道府県で一律に実施している、あるいは、全国的に実施することが期待されているなど、廃止することによって著しい影響を及ぼすおそれが考えられるような事務事業
- ・ 他県等と連携しており、岡山県単独の判断で廃止することが極めて困難な事務事業
- ・ 公の施設の管理運営費及び試験研究費等
- ・ 既に着手しており、廃止することが極めて困難な事務事業
- ・ 事務費や庁内のシステムの保守管理費など一般行政管理費
- ・ 他の機関から委託を受けて実施している事務事業
- ・ 特定の目的があって積み立てている基金や産業廃棄物処理税、森づくり県民税を財源として実施している事務事業

### 主な見直しの視点

- ①大規模な維持修繕については、スピードダウンにより原則として50%削減しながら、着実に実施していきます。
- ②研究費については、創意工夫等により原則として50%削減します。
- ③庁内のシステムの保守管理費については、創意工夫等により原則として30%削減します。

- ④県単独の事務費については、創意工夫等により原則として50%削減します。
- ⑤現時点で終期が設定されている事務事業については、それぞれの事業継続の可否を判断した上で、遅くともその終期をもって原則として終了します。
- ⑥債務負担行為により既に予算化されている事務事業については、その期間及び額の上限で継続していきます。

## Ⅱ 公の施設の見直し

- ◎県が設置している公の施設は、施設に求められる役割の変化、県と民間、県と市町村の役割分担、さらには費用対効果（施設設置のコストをかけて提供すべきサービスかどうか）等について厳しく検証し、施設そのものや提供するサービスのあり方を抜本的に見直します。
- ◎そのうえで、引き続き、県が設置する公の施設は、県として真に提供する必要があるサービスについて、施設を設置することで効率的・効果的に提供できるものに限定します。
- ◎引き続き設置する施設においては、徹底したコスト縮減により最大限の効率化を図った上で、適正な施設使用料のもと、県民の皆様にご満足いただけるサービスを提供します。

### 主な見直しの視点

- ①社会経済情勢の変化等により、県として施設設置の意義が薄れている施設については、原則として廃止又は譲渡します。
- ②市町村や民間により、県内において類似のサービスが提供されている施設については、その分野のサービスは市町村や民間に委ねることとし、原則として廃止又は譲渡します。

- ③これまで、県が整備し、市町村が運営するという方法で設置を行ってきた施設については、施設の利用状況などを検証した上で、県として設置の意義が薄れている施設は、地元市町村と協議した上で、原則として市町村に譲渡します。
- ④施設の維持管理費や今後の大規模修繕などの施設コストと比較して、それに見合うだけの、県としてのサービス提供の効果が認められない施設については、原則として廃止します。
- ⑤施設利用者が少なく、今後、利用者を増加させるには大幅な施設整備費が必要な施設については、原則として廃止します。
- ⑥引き続き、県として設置する施設については、以下の視点をもとに見直しを行います。
- 提供するサービスが類似しており、他の施設や機能を集約することで、効率化が図られる施設や県民サービスが向上する施設については、積極的に集約化を行います。
  - 施設で提供するサービスについては、真に必要なものに限定することとし、その場合は、施設の規模、サービスの範囲や組織等を縮小します。
  - 全ての施設において管理運営方法などを抜本的に見直し、徹底的なコスト縮減を図ります。

### Ⅲ 外郭団体の見直し

- ◎県の外郭団体は、県が事務事業を直接実施するより、県が一定の関与をしている外郭団体（出資・出捐、職員の派遣、県支出金等）で実施した方が効率的・効果的である場合において、県の補完的な役割を担ってきました。
- ◎一方、費用対効果の観点から、県として行うべき事業を取捨選択した上で、県による直接実施への移行も検討するなど、外郭団体で実施する方法についても改めて検証します。
- ◎また、県の支出金についても、その必要性を十分精査するとともに、入札制度改革を進める中で、外郭団体への業務委託契約についても、できる限り一般競争入札や競争性のある契約に移行し、競争性や透明性を確保します。
- ◎このように、今回の事務事業の見直しでは、これまで外郭団体が行ってきた事業についてもゼロベースから見直すこととしており、改めて、外郭団体としての存立の意義を検証します。

#### 主な見直しの視点

- ①事務事業の見直しや実施方法の見直しにより、存立の意義がなくなった外郭団体については、県以外の出資・出捐している団体等と協議した上で、原則として廃止・統合などあり方について抜本的に見直します。
- ②実施している事業が類似しており、統合により効率的・効果的な実施が図られるものについては、積極的に統合します。

- ③一定の自己収入がある外郭団体については、県の外郭団体として位置づけるのではなく、自立化を促進します。
- ④引き続き、外郭団体として存続する団体についても、県の財政的・人的関与を最小限にとどめます。

## IV 人件費の抑制

### 1 組織・職員定数の見直し

- ◎あらゆる事業をゼロベースから見直す中で、県の組織のあり方や職員定数についても見直します。
- ◎見直しに当たっては、県行政の守備範囲の見直しなども踏まえ、一層柔軟でスリムな組織体制のもとで、今後の県が行う政策を効率的かつ効果的に推進します。

#### 主な見直しの視点

- ①財政構造の抜本的な改革に基づく事務事業の見直しを踏まえ、これまで以上に徹底して簡素で効率的な組織体制を目指した組織・定数とします。また、同時に職員のモチベーションが最大限発揮できるよう取り組みます。
  - ・今後の県が行う政策に対応した部局等の再編を行います。
  - ・所属のマネジメント、人材育成等を行う体制を確保します。
- ②試験研究機関を含む公の施設の見直し結果を反映した組織・定数とします。

### 2 給与等の見直し

- ◎あらゆる事業をゼロベースから見直す中で、次の視点から職員の採用や諸手当・旅費等についても見直します。

## 主な見直しの視点

- ①職員の採用については、組織及び定数の見直し状況を踏まえ、職員の年齢構成などに配慮しつつ、採用者数を抑制します。
- ②臨時的任用職員の採用については、原則休止することとし、一時的に増大した事務を処理する場合など緊急時のみとします。
- ③非常勤職員の採用については、一般施策の見直し状況を踏まえ、必要最小限の人数及び勤務時間とします。
- ④諸手当及び旅費については、そのあり方から抜本的に見直します。
- ⑤臨時的な給与カットについても検討を行います。

## V 歳入の確保

持続可能な財政構造の確立を目指し、ゼロベースからの徹底した事業の見直しとあわせて、岡山県自らの努力による歳入確保策にも積極的に取り組んでいきます。

視 点	取 組 例
県税の徴収率の向上	◎市町村との徴収一元化体制の構築等による県税の徴収率の向上
県有財産の有効活用	◎県有施設内の自動販売機、売店、食堂等の設置にかかる使用料の適正化や入札による納付金制度の導入など ◎県有施設へのネーミングライツの導入
使用料等の適正化	◎県有施設の駐車場の原則有料化 ◎県有施設の使用料の減免の原則廃止 ◎民間施設の料金水準に合わせた使用料の引き上げ(スポーツ施設等)
新たな財源の創設等	◎さらなる選択と集中により重点的に推進する分野の事務事業の財源とするための超過課税の導入など
県有財産の売却等	◎職員公舎の売却(地域の実情等により必要なものは除く) ◎土地開発基金や外郭団体が保有する土地の売却 ◎特定目的基金の整理(統廃合)

- ※ 税込確保・滞納債権対策本部会議を中心に、滞納となっている県税の徴収及び税外債権(貸付金など)の回収等に全庁一丸となって最大限取り組んでいきます。
- ※ ふるさと納税制度の利用促進のため、寄付を納付しやすい環境の整備や県外での会合等でのPRなどに最大限取り組んでいきます。